

物品購入契約書(案)

1. 件 名 3Dレーザースキャナー購入

2. 契 約 金 額 ¥ _____
(うち消費税及び地方消費税の額¥ー)

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、
第29条及び地方税法第72条の82、第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3. 契約保証金 免 除

4. 納 入 期 限 契約日の翌日から40日間

5. 納 入 場 所 茨城県つくば市南原1-6
国立研究開発法人土木研究所

内 訂

(単位：円)

品 名	規 格 等	単位	数量	単 価	金 額	摘要
消費税等		%	10			
合 計						

上記物品の購入について、発注者と、受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び図面に従いこれを履行しなければならない。

(立会検査及び引渡し)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ納入期日等を発注者に連絡するものとし、納入したときは直ちに納品書により、その旨を発注者に届出るものとする。

- 2 発注者は、前項の届出を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ検査を行うものとし、検査の合格をもって引渡しとする。
- 3 受注者が、前項の検査に立会わないとときは、発注者が検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得て納入期限までに物品を分納することができる。この場合その都度前3項を準用する。

(再検査)

第3条 第2条の検査の結果、発注者が不合格と認めたときは、受注者は契約期間内又は発注者の指定した期日までに物品の取替、補修又は改善し、再検査を受けるものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(物品の所有権)

第4条 物品の所有権は、第2条の引渡しのときをもって、受注者から発注者に移るものとする。

- 2 第2条の引渡し前に生じた物品の滅失毀損による損害はすべて受注者の負担とする。
- 3 所有権移転までに要する運賃その他一切の経費はすべて受注者の負担とする。
- 4 物品の容器又は外包の所有権は、特約のある場合のほかは物品に従う。

(契約内容の変更)

第5条 発注者は、必要があるときは、契約物品の一部又は全部、若しくは、納入場所及び納期を変更することができる。この場合において納入期限又は契約金額を変更する必要のあるときは、発注者と受注者との協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の変更により受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し速やかに書面をもって損害賠償の請求をし、発注者は事情を調査し損害の確証のあるものに限りその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(物品代金の支払)

第6条 受注者は、第2条又は第3条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは書面により契約代金の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による適法な請求書を受けたときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内にこれを支払わなければならない。

- 3 分納品については、分納の都度その既納部分に対して前2項の規定を準用する。
- 4 発注者が受注者より支払請求を受け、その内容の全部又は一部が不適当であるときは、その事由を明記して受注者に返付する。この返付した日から是正したものを受けた日までの期間は約定期間に算入しない。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失による場合は、適法な請求書の提出があったものとしない。

(かし担保)

第7条 発注者は、第2条に規定する引渡しの後当該物品にかしがあることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めてこれを補修し又は代品に替え、若しくは損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によるかしの補修、又は代品に替え、若しくは損害の賠償の請求を、第2条の規定による引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

(支払遅延による損害金)

第8条 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により、約定期間内に對価を支払わないときは、約定期間の翌日から支払当日までの日数に応じ、年2.5パーセントを乗じて得た金額を遅延利息として受注者に支払うものとする。

但し、約定の支払期日までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、また、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切捨てるものとする。

(検査の遅延)

第9条 発注者が第2条の規定する検査の期間内に検査を行わないときは、この期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間から差引くものとし、また当該遅延日数が約定期間の日数を超える場合には約定期間は満了したものとみなし、発注者はその超える日数に応じ前条第1項の規定により計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

(受注者の請求による納期の延長)

第10条 天災地変、又は不可抗力その他受注者の責に帰すことができない理由により期限内に物品の完納ができない場合は、受注者は発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

(納入遅延による損害金)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みのある場合は、発注者は受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに引渡しを完了した物品に相応する契約代金相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を徴収する。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは契約の一部又は全部を解除することができる。

- 一 納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 第2条又は第3条の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 第13条の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、発注者の所有とすることができます。この場合において発注者は当該物品の契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約額又は契約を解除する部分に相当する金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（受注者の解除権）

第13条 受注者は、次の各号の一に該当するときは契約の一部又は全部を解除することができる。

- 一 第5条第1項に規定する協議が整わないとき。
- 二 天災地変又は不可抗力により物品を納入することが不可能となったとき。
- 三 発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき。

（権利義務の譲渡等）

第14条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（損害金の相殺）

第15条 受注者が、この契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期日内に納付しないときは、発注者は、その納付しない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者が支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第16条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付

- 命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第17条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 茨城県つくば市南原1番地6
契約職 国立研究開発法人土木研究所
理事長 西川和廣

受注者